

平成 2 8 年 3 月

第 1 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成 2 8 年 3 月 第 1 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
議第 2 号	平成 2 7 年度 人吉市一般会計補正予算（第 7 号）
議第 3 号	平成 2 7 年度 人吉市一般会計補正予算（第 8 号）
議第 4 号	平成 2 7 年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 号	平成 2 7 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 6 号	平成 2 7 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 7 号	平成 2 7 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議第 8 号	平成 2 7 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議第 9 号	平成 2 7 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
議第 1 0 号	平成 2 7 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 1 号	平成 2 7 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 1 2 号	平成 2 7 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 1 3 号	平成 2 7 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 4 号	平成 2 7 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 1 5 号	平成 2 7 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 6 号	平成 2 7 年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 7 号	平成 2 8 年度 人吉市一般会計予算
議第 1 8 号	平成 2 8 年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第 1 9 号	平成 2 8 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計予算

議第 2 0 号	平成 2 8 年度	人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第 2 1 号	平成 2 8 年度	人吉市介護保険特別会計予算
議第 2 2 号	平成 2 8 年度	人吉市介護サービス事業特別会計予算
議第 2 3 号	平成 2 8 年度	人吉市水道事業特別会計予算
議第 2 4 号	平成 2 8 年度	人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第 2 5 号	平成 2 8 年度	人吉市国民宿舎特別会計予算
議第 2 6 号	平成 2 8 年度	人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第 2 7 号		人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号		人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号		人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 0 号		人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 1 号		人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 2 号		人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 3 号		人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 4 号		人吉市職員の退職管理に関する条例の制定について
議第 3 5 号		議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 6 号		行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議第 3 7 号		人吉市行政不服審査会条例の制定について
議第 3 8 号		人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定について
議第 3 9 号		人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 0 号		人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 4 1 号		人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

- 議第 4 2 号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 3 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 4 号 人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 5 号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 6 号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 7 号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 4 8 号 損害の賠償について
- 議第 4 9 号 損害の賠償について
- 議第 5 0 号 人吉下球磨消防組合規約の一部変更について
- 議第 5 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 5 2 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 1 号 人吉市税条例の一部を改正する条例
（平成 28 年 1 月 1 日専決）

平成 28 年 2 月 29 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 1 月 1 日

人吉市長 松岡 隼人

1 人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第 1 号

人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市税条例（昭和 29 年人吉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項第 1 号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第 15 項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 2 7 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 0 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 1 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 2 号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 3 号	人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 4 号	人吉市職員の退職管理に関する条例の制定について
議第 3 5 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 6 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議第 3 7 号	人吉市行政不服審査会条例の制定について
議第 3 8 号	人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例の制定について
議第 3 9 号	人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 0 号	人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 4 1 号	人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
議第 4 2 号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 3 号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 4 号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 4 5 号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 4 6 号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

議第 4 7 号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 27 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 28 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）の一部改正に伴い、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 28 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 28 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 37 次の表に定める期間における市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額、別表第 1 の規定にかかわらず、それぞれの区分に応じ同表の額から当該額に次の表のそれぞれの期間における率を乗じて得た額を減じた額とする。

区分	期間	率
市長	平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで	10 分の 3
	平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで	10 分の 2
副市長	平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日まで	20 分の 3
	平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで	10 分の 1
教育長	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで	10 分の 1
常勤の監査委員	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで	10 分の 1

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。

議第 29 号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年人吉市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「100 分の 147.5」を「100 分の 150」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）の一部改正に伴い、議員の期末手当に関し国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 30 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 7 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 95）」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定幹部職員にあっては、100 分の 105）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 45）」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 40（特定幹部職員にあっては、100 分の 50）」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	227,100	265,100	291,900	323,300	368,700
	2	141,200	192,000	229,000	267,100	294,200	325,600	371,300
	3	142,400	193,800	230,800	269,000	296,500	327,900	373,900
	4	143,500	195,600	232,600	271,100	298,800	330,200	376,500
	5	144,600	197,200	234,200	273,100	300,900	332,500	378,700
	6	145,700	199,000	236,100	275,100	303,200	334,600	381,200
	7	146,800	200,800	237,900	277,100	305,500	336,800	383,600
	8	147,900	202,600	239,700	279,200	307,800	339,000	386,100
	9	149,000	204,300	241,300	281,300	310,000	341,200	388,700
	10	150,400	206,100	243,100	283,400	312,300	343,400	391,400
	11	151,700	207,900	244,900	285,500	314,600	345,600	394,100
	12	153,000	209,700	246,700	287,600	316,900	347,800	396,800
	13	154,300	211,300	248,300	289,700	319,100	349,800	399,300
	14	155,800	213,200	250,200	291,800	321,300	351,900	401,600
	15	157,300	215,100	251,900	293,900	323,500	354,000	403,900
	16	158,900	217,000	253,600	296,000	325,700	356,100	406,300
	17	160,200	218,800	255,300	298,000	327,800	358,000	408,200
	18	161,700	220,700	257,200	300,100	329,900	360,000	410,200
	19	163,200	222,500	259,100	302,200	332,000	361,900	412,100
	20	164,700	224,400	261,100	304,300	334,000	363,800	414,000
	21	166,100	226,000	263,000	306,400	336,100	365,900	415,900
	22	168,800	227,900	264,800	308,500	338,200	367,800	417,700
	23	171,400	229,700	266,600	310,600	340,300	369,800	419,600
	24	174,000	231,600	268,400	312,700	342,400	371,800	421,600
	25	176,700	233,100	270,400	314,600	344,000	373,800	423,400
	26	178,400	234,800	272,300	316,700	346,000	375,800	424,900
	27	180,100	236,500	274,200	318,800	347,900	377,800	426,500
	28	181,800	238,200	276,100	320,900	349,900	379,800	428,100
	29	183,300	239,500	277,900	322,900	351,700	381,400	429,700
	30	185,100	241,000	279,800	325,000	353,600	383,200	431,000
	31	186,900	242,400	281,700	327,100	355,500	385,000	432,300
	32	188,600	243,800	283,600	329,200	357,400	386,700	433,600
	33	190,200	245,200	285,300	330,800	359,300	388,500	434,800
	34	191,700	246,600	287,200	332,800	361,100	389,900	436,100
	35	193,200	248,000	289,100	334,800	362,900	391,500	437,400
	36	194,700	249,600	291,000	336,900	364,600	393,100	438,600
	37	196,000	250,900	292,700	338,800	366,100	394,600	439,800
	38	197,300	252,400	294,500	340,800	367,400	395,800	440,600
	39	198,600	253,900	296,300	342,800	368,800	397,000	441,400
	40	199,900	255,500	298,100	344,800	370,200	398,200	442,200

41	201, 200	256, 900	299, 900	346, 700	371, 700	399, 300	442, 800
42	202, 500	258, 300	301, 600	348, 600	372, 600	400, 500	443, 500
43	203, 800	259, 700	303, 300	350, 500	373, 700	401, 700	444, 200
44	205, 100	261, 100	305, 000	352, 400	374, 800	402, 900	444, 900
45	206, 300	262, 300	306, 700	353, 900	375, 600	403, 600	445, 700
46	207, 600	263, 700	308, 400	355, 400	376, 500	404, 300	446, 500
47	208, 900	265, 100	310, 100	356, 900	377, 400	405, 000	447, 200
48	210, 200	266, 500	311, 800	358, 400	378, 300	405, 700	448, 000
49	211, 300	267, 800	313, 000	360, 100	379, 300	406, 300	448, 600
50	212, 400	269, 000	314, 600	360, 900	380, 100	407, 000	449, 300
51	213, 400	270, 300	316, 100	362, 100	380, 900	407, 700	450, 100
52	214, 500	271, 600	317, 700	363, 100	381, 700	408, 400	450, 900
53	215, 600	272, 700	319, 400	364, 000	382, 400	409, 100	451, 500
54	216, 600	273, 900	321, 000	365, 100	383, 100	409, 800	452, 300
55	217, 500	275, 200	322, 600	366, 100	383, 800	410, 500	453, 100
56	218, 500	276, 500	324, 200	367, 200	384, 500	411, 100	453, 700
57	219, 200	277, 600	325, 700	368, 100	385, 000	411, 700	454, 300
58	220, 100	278, 700	326, 900	368, 800	385, 600	412, 300	455, 100
59	221, 000	279, 800	328, 100	369, 500	386, 300	412, 900	455, 900
60	221, 900	280, 900	329, 300	370, 200	387, 000	413, 500	456, 700
61	222, 600	282, 100	330, 100	370, 700	387, 400	414, 000	457, 300
62	223, 600	283, 100	331, 000	371, 300	388, 100	414, 700	
63	224, 500	284, 100	331, 800	372, 000	388, 700	415, 300	
64	225, 400	285, 100	332, 600	372, 700	389, 300	415, 900	
65	226, 100	285, 900	333, 500	373, 000	389, 800	416, 200	
66	227, 000	286, 800	333, 900	373, 700	390, 400	416, 800	
67	227, 900	287, 600	334, 700	374, 400	391, 000	417, 500	
68	229, 000	288, 500	335, 500	375, 100	391, 600	418, 000	
69	229, 800	289, 500	336, 300	375, 500	392, 000	418, 500	
70	230, 500	290, 300	337, 000	376, 100	392, 600	419, 200	
71	231, 200	291, 100	337, 700	376, 800	393, 300	419, 900	
72	232, 000	291, 900	338, 400	377, 400	393, 900	420, 600	
73	232, 800	292, 700	338, 900	377, 800	394, 200	421, 100	
74	233, 500	293, 200	339, 500	378, 400	394, 900	421, 800	
75	234, 200	293, 700	340, 100	379, 100	395, 600	422, 500	
76	234, 900	294, 200	340, 700	379, 700	396, 100	423, 200	
77	235, 600	294, 300	341, 000	380, 100	396, 500	423, 700	
78	236, 400	294, 700	341, 500	380, 600	397, 200		
79	237, 200	294, 900	341, 900	381, 200	397, 900		
80	238, 000	295, 300	342, 400	381, 700	398, 600		
81	238, 700	295, 500	342, 800	382, 200	399, 100		
82	239, 400	295, 700	343, 300	382, 800	399, 800		
83	240, 100	296, 100	343, 800	383, 400	400, 500		

	84	240,800	296,400	344,300	383,800	401,200		
	85	241,500	296,700	344,700	384,400	401,700		
	86	242,200	297,000	345,100	385,000			
	87	242,900	297,300	345,600	385,600			
	88	243,600	297,700	346,000	386,200			
	89	244,300	298,000	346,300	386,900			
	90	244,800	298,400	346,700	387,500			
	91	245,300	298,800	347,200	388,100			
	92	245,800	299,200	347,600	388,700			
	93	246,100	299,300	347,800	389,400			
	94		299,600	348,200				
	95		300,000	348,700				
	96		300,400	349,100				
	97		300,600	349,200				
	98		300,900	349,700				
	99		301,300	350,200				
	100		301,700	350,500				
	101		301,900	350,800				
	102		302,200	351,200				
	103		302,600	351,600				
	104		302,900	352,000				
	105		303,100	352,500				
	106		303,400	352,900				
	107		303,800	353,300				
	108		304,100	353,700				
	109		304,300	354,200				
	110		304,700	354,600				
	111		305,100	355,000				
	112		305,400	355,300				
	113		305,500	355,800				
	114		305,800					
	115		306,100					
	116		306,500					
	117		306,700					
	118		306,900					
	119		307,200					
	120		307,500					
	121		307,900					
	122		308,100					
	123		308,400					
	124		308,700					
	125		309,100					
再任用職員		186,900	214,500	258,700	278,900	294,300	320,200	362,700

第2条 人吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を「100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成27年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

職員の給与に関し、人事院勧告等に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 3 1 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 中「1 0 0 分の 1 8」を「1 0 0 分の 1 8 . 5」に改める。

第 1 0 条の 2 第 2 項中「2 3 , 0 0 0 円」を「3 0 , 0 0 0 円」に、「4 5 , 0 0 0 円」を「7 0 , 0 0 0 円」に改める。

第 1 5 条の 6 第 2 項中「行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 1 4 条又は第 4 5 条」を「行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 8 条第 1 項本文」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500

41	201, 200	251, 800	294, 000	339, 900	364, 300	391, 400	434, 100
42	202, 500	253, 200	295, 700	341, 800	365, 200	392, 600	434, 800
43	203, 800	254, 600	297, 400	343, 600	366, 300	393, 800	435, 500
44	205, 100	256, 000	299, 000	345, 500	367, 400	394, 900	436, 200
45	206, 300	257, 200	300, 700	347, 000	368, 200	395, 600	437, 000
46	207, 600	258, 500	302, 400	348, 400	369, 100	396, 300	437, 800
47	208, 900	259, 900	304, 000	349, 900	370, 000	397, 000	438, 200
48	210, 200	261, 300	305, 700	351, 400	370, 900	397, 700	438, 900
49	211, 300	262, 600	306, 900	353, 000	371, 800	398, 300	439, 400
50	212, 400	263, 700	308, 400	353, 800	372, 600	398, 900	439, 800
51	213, 400	265, 000	309, 900	355, 000	373, 400	399, 400	440, 200
52	214, 500	266, 300	311, 500	356, 000	374, 200	399, 800	440, 600
53	215, 600	267, 400	313, 100	356, 900	374, 900	400, 200	441, 000
54	216, 600	268, 500	314, 700	358, 000	375, 600	400, 500	441, 400
55	217, 500	269, 800	316, 300	358, 900	376, 300	400, 800	441, 800
56	218, 500	271, 100	317, 800	360, 000	377, 000	401, 100	442, 100
57	219, 200	272, 200	319, 300	360, 900	377, 500	401, 400	442, 400
58	220, 100	273, 200	320, 500	361, 600	378, 100	401, 700	442, 800
59	221, 000	274, 300	321, 700	362, 300	378, 700	402, 000	443, 100
60	221, 900	275, 400	322, 900	363, 000	379, 400	402, 300	443, 400
61	222, 600	276, 600	323, 600	363, 400	379, 800	402, 600	443, 700
62	223, 600	277, 600	324, 500	364, 000	380, 500	402, 900	
63	224, 500	278, 500	325, 300	364, 700	381, 100	403, 200	
64	225, 400	279, 500	326, 100	365, 400	381, 700	403, 500	
65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800	
66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100	
67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400	
68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700	
69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900	
70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200	
71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500	
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800	
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000	
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300	
75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600	
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800	
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000	
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300	
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600	
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800	
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000	
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300	
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600	

	84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800	
	85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000	
	86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100		
	87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400		
	88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600		
	89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800		
	90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100		
	91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400		
	92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600		
	93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800		
	94		293, 600	341, 400				
	95		294, 000	341, 900				
	96		294, 400	342, 300				
	97		294, 600	342, 400				
	98		294, 900	342, 900				
	99		295, 300	343, 300				
	100		295, 700	343, 600				
	101		295, 900	343, 900				
	102		296, 200	344, 300				
	103		296, 600	344, 700				
	104		296, 900	345, 100				
	105		297, 100	345, 600				
	106		297, 400	346, 000				
	107		297, 800	346, 400				
	108		298, 100	346, 800				
	109		298, 300	347, 300				
	110		298, 700	347, 700				
	111		299, 100	348, 000				
	112		299, 400	348, 300				
	113		299, 500	348, 800				
	114		299, 800					
	115		300, 100					
	116		300, 500					
	117		300, 700					
	118		300, 900					
	119		301, 200					
	120		301, 500					
	121		301, 900					
	122		302, 100					
	123		302, 400					
	124		302, 700					
	125		303, 000					
再任 用職員		186, 500	214, 000	254, 000	273, 400	288, 500	313, 900	355, 600

別表第2中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改め、同表3の項中「係（室）長、」を削り、同表4の項中「主幹」を「主幹、主席」に改め、同表備考中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 2 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整をすることができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者が受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正前の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）第7条第2項、第15条の4第5項（改正前給与条例第15条の7第4項において準用する場合及び同条例第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、改正前給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年人吉市条例第 号。以下「平成28年給与条例」という。）附

則第2項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、改正前給与条例第15条の4第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と平成28年給与条例附則第2項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

国における給与制度の総合的見直しに準じて職員の給与の改定を行うこと、及び行政不服審査法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 2 号

人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

(人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項第 2 号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）及び学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

議第 3 3 号

人吉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員等の旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条ただし書を次のように改める。

ただし、旅行者が同一地域に滞在する場合にあっては同表に掲げる額の半額とし、公用車（公用車に代えて自家用車を使用する場合を含む。）により旅行する場合にあっては日当は支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市職員等の旅費に関する条例第 1 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき旅行に伴う日当について適用し、同日前に支給すべき旅行に伴う日当については、なお従前の例による。

（提案理由）

職員の公用車出張に伴う日当の支給を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

人吉市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 8 条の 2 第 8 項及び第 3 8 条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 3 8 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 2 3 年法律第 1 2 0 号）第 2 1 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 3 8 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和 2 3 年法律第 1 3 5 号）第 1 条に規定する職員であった者については、人吉市教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

(過料)

第4条 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 35 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年人吉市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 15 号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(人吉市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 人吉市情報公開条例（平成 1 3 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 7 条第 7 号中「、第 1 8 条」を削る。

第 1 4 条第 3 項中「第 1 8 条及び」を削る。

「第 3 章 不服申立て」を「第 3 章 審査請求」に改める。

第 1 8 条及び第 1 9 条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 1 8 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 1 9 条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対して審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、人吉市情報公開等審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 2 9 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、人吉市情報公開等審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。
- 4 第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出し

た第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を改め、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

（人吉市個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 人吉市個人情報の保護に関する条例（平成14年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「救済の手続」を「審査請求」に改める。

第20条第7項中「第26条及び」を削る。

第22条の2中「この項」を「この条」に改める。

第23条第1項第2号中「並びに第26条第1項第2号」を削る。

「第6章 救済の手続」を「第6章 審査請求」に改める。

第26条及び第27条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第26条 開示請求若しくは訂正等の請求に対する決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

第27条 実施機関は、開示請求若しくは訂正等の請求に対する決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正等を行うこととする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなけれ

ばならない。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）又は訂正等請求者

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した開示請求者以外の者（当該開示請求者以外の者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第28条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

（人吉市情報公開等審査会条例の一部改正）

第3条 人吉市情報公開等審査会条例（平成14年人吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改める。

第2条第1項中「第18条」を「第19条第1項」に、「第26条」を「第27条第1項」に改める。

第4条第1項及び第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第5条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第6条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第4条第3項若しくは第4項又は前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の

写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第6条に次の1項を加える。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第7条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 第4条 人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年人吉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（人吉市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

- 第5条 人吉市固定資産評価審査委員会条例（昭和34年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「固定資産評価審査委員会規程」を「人吉市固定資産評価審査委員会規程（昭和34年人吉市固定資産評価審査委員会規則第1号）」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同

条に次の１項を加える。

- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第６条中第３項を第４項とし、第２項ただし書を削り、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号。第１０条第１項第２号及び第２項第３号において「情報通信技術利用法」という。）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第６条に次の１項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第１４条を第１６条とし、第１３条を第１５条とし、第１２条を第１４条とし、第１１条第１項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第１１条を第１３条とし、第１０条を第１２条とし、第９条の次に次の２条を加える。

（手数料の額等）

第１０条 法第４３３条第１１項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３８条第４項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第４３３条第１１項において読み替えて準用する行政不服審査法第３８条第１項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙１枚につき１０円（カラーで複写され、又は出力された用紙に

あつては、20円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円
- 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 手数料の納付について収入証紙によることが適当でない審査申出として委員会がその範囲及び手数料の納付の方法を公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第3号に掲げる場合を除く。）
 - (2) 委員会の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該委員会が公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）
 - (3) 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、人吉市固定資産評価審査委員会規程で定める方法により手数料を納付する場合
(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由

とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(人吉市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正)

第6条 人吉市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成3年人吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(1) 前各号に定めるもののほか、法令又は条例等に定めるところにより、市長その他の実施機関又はこれらの附属機関の求めにより出頭し、又は公聴会等に参加した者

(市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第7条 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和44年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条中「30日以内」を「3月以内」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の人吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度以後の年度分の業務の状況の報告について適用し、平成27年度分における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

4 第5条の規定による改正後の人吉市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例を整理するため、条例の一部を改正及び所要の改正をするものである。

人吉市行政不服審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 8 1 条第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定により不服申立てに係る事件ごとに設置する人吉市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、その委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(委員の守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 6 条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第 9 条 第 5 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年人吉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 情報公開等審査会の部の次に次のように加える。

行政不服審査会	会長	予算の範囲内で市長が定める額
	委員	予算の範囲内で市長が定める額

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、同法第 8 1 条第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定により市長の諮問機関として設置する人吉市行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

人吉市行政不服審査に係る手数料に関する条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定により徴収する手数料のうち行政不服審査に係るものについては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の額)

第 2 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額及び法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項の条例で定める手数料の額は、別表に定める額とする。

(手数料の徴収)

第 3 条 手数料は、法第 38 条第 1 項（法第 9 条第 3 項で読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第 81 条第 3 項の規定において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付についての申請又は当該申請に係る書類等の交付の際に、審査請求人又は参加人（法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。）（以下「審査請求人等」という。）からこれを徴収する。

2 行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第 14 条第 1 項（同令第 23 条の規定により準用する場合を含む。）の規定により、送付による交付（次条第 1 項及び第 2 項に規定する交付をいう。）を受ける審査請求人等は、当該送付に要する費用を交付を受ける時までに納付しなければならない。

(手数料の減免)

第 4 条 審理員（法第 9 条第 3 項に規定する場合にあっては、審査庁。第 3 項において同じ。）は、法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000 円を限度として、第 2 条の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 人吉市行政不服審査会（人吉市行政不服審査会条例（平成 28 年人吉市条例第 号）に規定する人吉市行政不服審査会をいう。以下「行政不服審査会」という。）は、法第 81 条第 3 項の規定において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等が

経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、第2条の手数料を減額し、又は免除することができる。

- 3 前2項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、前2項に規定する交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は行政不服審査会に提出しなければならない。
- 4 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付の方法	手数料の額	
1 対象書面等及び対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付	白黒の場合	1枚につき 10円
	カラーの場合	1枚につき 20円
2 対象電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付	白黒の場合	1枚につき 10円
	カラーの場合	1枚につき 20円
3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	1の項又は2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円	

備考

- 1 写しの交付をする場合において、両面コピーは、2枚とみなす。

- 2 この表において「対象書面等」とは、法第38条第1項に規定する書面又は書類を、「対象主張書面等」とは、法第78条第1項に規定する主張書面又は資料を、「対象電磁的記録」とは、法第38条第1項及び法第78条第1項に規定する電磁的記録をいう。

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査に係る手数料について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 39 号

人吉市行政手続条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続条例（平成 8 年人吉市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条―第 34 条）」を「第 4 章 行政指導（第 30 条―第 34 条の 2）」に改める。

処分等の求め（第 34 条の 3）」

本則中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に、同条第 7 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 19 条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

第 33 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第 34 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について、弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項
- 3 市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

- 第34条の3 何人も、法律又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法律又は条例等に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
（人吉市税条例の一部改正）
- 2 人吉市税条例（昭和29年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(人吉市国民健康保険税条例の一部改正)

- 3 人吉市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 2 項中「第 3 3 条第 3 項」を「第 3 3 条第 4 項」に、「第 3 3 条第 2 項」を「第 3 3 条第 3 項」に改める。

(提案理由)

行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の一部改正に伴い、処分等の求め及び行政指導の中止等の求めについての手続を定め、並びに所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 0 号

人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例

(人吉市総合計画策定審議会条例の一部改正)

第 1 条 人吉市総合計画策定審議会条例（昭和 4 5 年人吉市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「企画財政課」を「企画課」に改める。

(人吉市行財政経営検討委員会設置条例の一部改正)

第 2 条 人吉市行財政経営検討委員会設置条例（平成 2 1 年人吉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第 8 条中「企画財政課」を「財政課」に改める。

(人吉市補助金審査委員会設置条例の一部改正)

第 3 条 人吉市補助金審査委員会設置条例（平成 2 1 年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第 9 条中「企画財政課」を「財政課」に改める。

(人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例の一部改正)

第 4 条 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会設置条例（平成 2 6 年人吉市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第 7 条中「企画財政課」を「企画課」に改める。

(人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部改正)

第 5 条 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（平成 2 7 年人吉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「企画財政課」を「企画課」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

組織機構改革に伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

人吉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 1 0 条第 2 項の規定により設置する人吉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所)

第 2 条 消費生活センターの名称及び住所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 人吉市消費生活センター
- (2) 住所 人吉市麓町 1 6 番地

(所掌事務)

第 3 条 消費生活センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- (4) 県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関すること。

(開所日及び開所時間)

第 4 条 消費生活センターの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）
- (2) 開所時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

(組織)

第 5 条 消費生活センターは、市民部市民課に置く。

- 2 消費生活センターに、所長、消費生活相談員及び必要な職員を置くことができる。
- 3 所長は、上司の命を受け、消費生活センターの事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

4 職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（消費生活相談員）

第6条 前条第2項に規定する消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者とする。

2 消費生活相談員の身分、服務及び勤務条件等については、人吉市一般職の非常勤職員の任用、勤務条件等に関する規程（平成26年人吉市訓令第8号）の規定の例による。

3 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、その専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

（職員に対する研修）

第7条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて第3条に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（情報の安全管理）

第8条 消費生活センターは、第3条に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

消費者安全法（平成21年法律第50号）の一部改正に伴い、同法第10条の2第1項の規定に基づき、同法第10条第2項の規定により設置する人吉市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関することについて、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 4 2 号

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年人吉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 都市計画審議会の部の次に次のように加える。

景観計画策定審議会	会長	日 6, 0 0 0 円
	委員	日 5, 5 0 0 円

別表第 1 地球の環（わ）をまもり隊隊員の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地球の環（わ）をまもり隊が所期の目的を果たし解散すること、及び新たに景観計画策定審議会の委員を追加することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 4 3 号

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「2 8, 8 0 0 円」を「2 4, 9 0 0 円」に改める。

第 9 条中「9, 6 0 0 円」を「1 3, 5 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険税のうち、医療給付費課税額及び介護納付金課税額を改定することに伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市税条例等の一部を改正する条例

(人吉市税条例の一部改正)

第 1 条 人吉市税条例（昭和 2 9 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 1 7 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）

第 1 5 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月をいう。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第 1 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変

更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納付すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足る書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

- 第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月をいう。）に分割して納付し、又は納入させるものとする。
- 2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- (申請による換価の猶予の申請手続等)

- 第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。
- 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した残額を限度とす

る。)をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月をいう。)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

(人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 人吉市税条例等の一部を改正する条例(平成26年人吉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち人吉市税条例第23条の改正規定中「改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に」を削る。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例の規定による改正後の人吉市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に平成28年新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

(提案理由)

地方税の徴収猶予及び換価の猶予について新たに規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 4 5 号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 4 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附則に次の 4 条を加える。

（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第 6 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 2 7 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 2 9 条第 2 項各号又は第 4 4 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第 7 条 前条の事情に鑑み、当分の間、第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第 8 条 附則第 6 条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 2 9 条第 2 項又は第 4 4 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第 9 条 前 2 条の規定を適用するときは、保育士（法第 1 8 条の 1 8

第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

第2条 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第28条第7号イ及び第43条第8号イ中「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年6月1日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第46号

人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）
第4章 認知症対応型通所介護」を
「第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）
第3章の2 地域密着型通所介護
第1節 基本方針（第59条の2）
第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）
第3節 設備に関する基準（第59条の5）
第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）
第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）
第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）
第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）
第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）
第4章 認知症対応型通所介護」
に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第42条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第58条第2項中「2年間」を「5年間」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第

7 項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなけれ

ばならない。

- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサ

ービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

- 第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地

域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

- (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第3号に掲げる費用については、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に定めるところによるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流又は地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家

族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市長が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型

通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養

通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指

定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、

懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の3 1 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の3 2 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急

時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め

ておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者をもって構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対

応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までに、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第7号中

「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「「第6章第4節」と」の次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する

者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第201条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、施行日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、施行日から人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例（以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス基準条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 4 7 号

人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 5 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 8 条第 1 9 項」を「第 8 条第 2 0 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 2 4 項」を「第 8 条第 2 5 項」に改める。

第 3 9 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第 3 9 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 4 0 条第 2 項中「2 年間」を「5 年間」に改め、同項に次の 1 号を

加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、施行日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、施行日から人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援

の方法に関する基準を定める条例（以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

（提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 4 8 号

損害の賠償について

市は、願成寺墓地敷地内倒木による墓石破損事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 2 7 年 1 2 月 9 日に判明した、願成寺墓地敷地内の樹木が根腐れにより倒れ、相手方の墓石が破損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

2 5 6 , 5 0 0 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 4 9 号

損害の賠償について

市は、公用車接触事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日午前 1 1 時 4 5 分頃、市公用車が市道青井西間線を走行中、運転操作を誤り前方に停車していた相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

1 0 7 , 6 0 0 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 5 0 号

人吉下球磨消防組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、人吉下球磨消防組合規約（昭和 4 9 年熊本県指令地第 7 5 号）の一部を次のように変更する。

人吉下球磨消防組合規約の一部を変更する規約

人吉下球磨消防組合規約（昭和 4 9 年熊本県指令地第 7 5 号）の一部を次のように変更する。

第 1 2 条第 2 項中「に相当する額の 1 0 0 分の 6 0」を削り、「基準として」の次に「、管理者が議会の議決を経て」を加える。

附 則

この規約は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議第 5 1 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

竹 田 奈 美

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 5 2 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

中 村 明 公

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

公平委員会委員を選任するに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意が必要である。